

神奈川県と株式会社京急ストアとの連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社京急ストア（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 災害対策に関すること
- (2) くらしの安全・安心に関すること
- (3) 青少年の健全育成や職業意識の醸成に関すること
- (4) 神奈川の農林水産物、加工物、工芸品の販売、活用に関すること
- (5) 環境保全・エネルギー対策に関すること
- (6) 健康増進・食育に関すること
- (7) 少子化対策・子育て支援に関すること
- (8) 高齢者・障害者支援に関すること
- (9) 観光振興に関すること
- (10) その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を推進するにあたり、他の地方自治体や事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年 11 月 13 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都港区高輪三丁目 26 番地 26 号
株式会社京急ストア
取締役社長 今 井 守